

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社三邦工務店(法人番号9040001027658)
- 業者の住所 : 千葉県市川市若宮一丁目17番5号
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年4月26日から令和4年5月25日まで (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事実概要 : 上記有資格業者の代表取締役は、平成30年11月3日、千葉県市川市の当該業者資材置場において、当該業者の業務に関し、法定の除外事由がないにも関わらず、廃棄物である木材及び事務椅子合計約161キログラムを焼却した。
この件について、当該業者及び当該代表取締役は、令和2年1月14日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内